



KOA INFORMATION

税理士法人 小山会計

2024'
1月



12日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com/

2024年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

2024年2月の予定

- ・決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 (29日迄)
- ・贈与税の申告開始 (2/1~3/15迄)
- ・所得税確定申告開始 (2/16~3/15迄)
- ・固定資産税及び都市計画税第4期分の納付



2024年3月の予定

- ・R5年分所得税の確定申告及び納付又は確定損失申告
- ・所得税確定申告分の延納の届出
- ・所得税の青色申告の承認申請
- ・贈与税の申告及び納付 (以上の期限15日迄)
- ・個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告及び納付 (31日迄)
- ・個人住民税、個人事業税の申告
- ・個人の事業所税の申告及び納付 (以上の期限15日迄)

2024年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※ は事務所全体が休みです

謹んで新年のごあいさつを申し上げます
本年もどうぞよろしく願いいたします

税理士法人 小山会計 社員一同

新年のごあいさつ

税理士法人 小山会計

代表 小山 秀喜

旧年中は、格別のお引き立てを賜り、社員一同心より感謝申し上げます。

ならびに令和六年能登半島の地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様およびそのご家族の方々に對しまして、心よりお見舞い申し上げます。

ようやくコロナ禍があけたとはいえ、私たちを取り巻く地方経済は、まだ完全な元氣を取り戻してはいません。これも世界全体を見れば、米国や中国の景気に陰りが見え、円安からくる物価高騰により国内消費が落ち込んでいる要因かと思われます。

しかし、円安および海外から比べると日本の物価安により、

インバウンドによる消費拡大は、これからも相当続くと思われます。

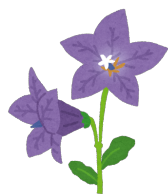
今、体制の変化(トランジション)の時代と言われております。こんな時ほど、ただ環境の変化に流されることなく、自社の目的・役割を明確に定め全社員の行動に落とし込み、環境に適応した経営をしていかなければいけないと思います。

実践することがいかに大変か、いかに大切か十分にご理解されているかと思いますが、本年も皆様方と一歩一歩確実に歩んでまいりたいと思います。

私ども税理士法人グループは、微弱ながら少しでも皆様方のお役に立てるよう、社員一同、誠心誠意努力してゆく所存です。

皆様の安全と被災地の日も早い復興を祈念いたします。

本年も、何卒よろしく願い申し上げます。



2024 年 新年のごあいさつ

税理士法人 小山会計
専務 小山 宏幸

皆様には、旧年中大変お世話になり心より感謝申し上げます。

この度の令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。
また被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を祈念いたします。

去年はやっとコロナが2類から5類感染症に移行になり、行動制限がすべて解除、「旅行・レジャー」「温泉・サウナ」「ライブコンサートなどの各種イベント」「外食」など「海外旅行・出張・外国人の訪日」も含めて一気に人の動きも盛んになってまいりました。そういったコロナ前に戻る日常がある一方、コロナ禍で浸透したネット通販・置き配・フードデリバリーの活用やオンライン利用に基づくテレワーク・セミナー・会議やキャッシュレス決済・チャット GPT を代表とする AI の活用などの「新しい生活様式」は、決して前に戻ることはないことも認識されたことと思います。

コロナによって変容した私達の行動様式は、明らかに我々の社会、経済に大変革をもたらしており、業種によっては継続できない状況も現れてきました。

さて、2024 年は^{きのえたつ}甲辰の年です。甲は^{じっかん}十千の最初のもので、殻を被っている草木の芽が春を迎えて、殻を破り芽生えていく象で、甲は兜であり、鎧のごとく固いことをあらわしており、固かった旧体制に綻びが生じて革新の動きが始まることをも意味しております。

辰は、震に通ずる文字で伸びるの意があります。はじめは門を開いて中に入ろうとしたところ草木が茂り過ぎて、それを刈り取ったりしているうちにぶち当たる崖を示しているといわれます。つまり障害物を取り除くという意味を持ちます。

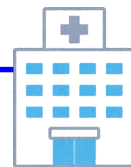
したがって「甲辰」の年は、春になって古い殻から新芽を出して行くが、まだ余寒が厳しいため勢いよく芽を伸ばすことができないさまであります。つまり旧体制という殻を破り歩みを進めなければならないのですが、旧体制の抵抗や妨害にあってなかなか前に進めないなかで、この妨害と闘いつつ慎重に伸展を図らなければ成功しない年と判断します。

過去を振り返ると同じ干支の時には、日露戦争の勃発や、東京オリンピックがアジアで初めて開催され日本経済が画期的な飛躍を遂げるスタートになった年などがあります。

今年も国内国外を問わず政治・経済・社会の仕組みなどの変化が激しく経営は難しい舵取りが要求されますが、我々はどんな時代が訪れようと心豊かな社会、品格のある企業を目指すべきと確信しております。

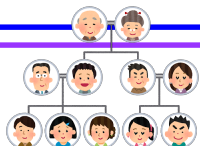
本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2024 各専門室より新年のごあいさつ



医療支援専門室

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。いよいよ本年は6年に一度の医療・介護のダブル報酬改定が行われます。年々進む超高齢化社会に向けて、医療現場の賃上げ推進と、一方で増加し続ける医療費抑制という非常に難しい局面を迎えています。世界情勢も各地で続く戦乱に加え、今年はアメリカを始め主要国の大統領選挙も控えており、大きな分岐点の年となることが予想されます。時代が大きく変化しているときですが、皆様にとって良い年になることを心より祈念いたします。私たち医療支援専門室も、少しでも皆様のお役に立てるよう精進し続けてまいりますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



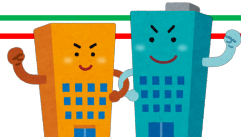
相続手続支援専門室

昨年は皆様には大変お世話になりました。相続登記の義務化や贈与に関する相続税の改正など、相続を取り巻く法律や環境が変わっていく中で、今年も皆様の力となるよう情報発信や実務のお手伝いなど様々な形でお力添えいたします。毎年書き添えることですが、相続への備えの第一歩は、現状を把握してできることは何だろうか考えることです。日々の忙しさに追われ、何かと手につかないことも多いかと思われそうですが、万が一の時に残される家族のため、周りの人達のため、そして自分自身のために新たな一歩を踏み出す年になれば幸いです。本年もよろしくお願いいたします。



農業会計室

旧年中は大変お世話になりました。ありがとうございます。最近お客様とお話をしていて日本の農業を支えてこられた方々が段々とお年を召して、事業を子供に承継したいとか子供がいないので誰かに買い取ってもらえないかといったご相談がますます増えてきているように感じます。私たち農業会計室のメンバーもさらに勉強に励み、また他の専門室と連携しながらサポート体制の強化を図り、経営者の皆様が抱える様々な悩み事が少しでも軽くなるように、そして夢の計画が現実の計画となるようにお手伝いさせていただきますので、本年もよろしくお願いいたします。



事業承継専門室

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。高齢化率のさらなる高まりにより、超高齢社会に突入する日本。2025年にその状況が特に顕在化すると予想されていることから、「2025年問題」として取り沙汰されています。事業承継においても例外ではなく、経営者の高齢化や後継者不在による廃業が問題となっています。その年まであと1年です。一方で、対策を講じれば、次世代の新しい物事が進む“きっかけの時期”でもあります。悩み事があれば、お気軽にご連絡ください。本年もよろしくお願いいたします。



東アジア進出支援室

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。昨年より、コロナによる行動制限が撤廃され、海外の往来もできるようになりました。海外の情勢としては、ロシアとウクライナの衝突、中東の衝突など不穏状況が続いております。また、アメリカやヨーロッパなどではインフレが続いており、この影響でわが国では円安が進んでおり、物価も上昇しております。新年の動向は不透明ではありますが、私たちも情報収集を行い研鑽してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

保険



リスク対策室

旧年中は皆様には大変お世話になりました。昨年は、ここ数年で行動様式が大きく変化し、不確実な将来への漠然とした不安が感じられた1年でもありました。リスク対策室では、法人個人問わず、お客様にとって必要なリスクへ備えるため保険を通して少しでも安心を届けられるよう精進していく所存です。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年は車中泊で2つの東照宮と国宝3城など色々行ってきたので紹介します！

職員コラム：赤城 晶大

私は全く見ていなかったのですが、令和5年の大河ドラマは「どうする家康」でしたね。後述する旅の中でも必ず松本潤さんの「家康ポスター」があり、いつもより混んでいるんだろうなあと思わせるような場面が多々ありました。

そのような世間の動きとは関係無く、私が小学6年生の頃に日光東照宮に連れて行ってもらい衝撃を受けたので、娘が6年生になったら連れて行ってあげようと思っていたので、まずはゴールデンウィークに日光東照宮と会津若松市の鶴ヶ城に行きました。

(ちなみに写真は全て私のスマホで撮ったものですので画像が荒いのはご容赦ください)



↑桜色にライトアップされた鶴ヶ城

日光東照宮の独特の色使いは、やはり子供心に強烈な刺激を与えたようで、旅行の後色々な歴史的な建造物を調べ始め、やがて興味はお城や武将に移っていったようで、7月に彦根城に連れて行って欲しいと頼まれました。今にして思えば、この頼みを気軽に受けたことから、令和5年の城巡りの旅が始まってしまったのでした。...

彦根城は琵琶湖のほとりにあり、犬山城、松江城、姫路城、松本城の国宝5城の内の1つ。

徳川四天王の1人である井伊直正ゆかりの城でもあります。天守からは琵琶湖を見る事もでき、お城の前の広場には彦根市の公認ゆるキャラのひこにゃんの姿もありました。

彦根城の帰り道にせっかくここまで来たので関ヶ原古戦場を見てみようと思ひ立ち**関ヶ原古戦場記念館**というものに立ち寄ってみました。この記念館の武将グッズが充実しすぎていて予想外の出費！お父さんの財布はあえなく討ち死にしました。... (皆様お気を付けくださいorz)



↑政宗像にカラスが！

国宝：彦根城とひこにゃん 天気も良くて暑い日でした→

8月は、仙台の青葉山城跡で**伊達政宗像**を、平泉で**中尊寺金色堂**を見てから秋田に帰省し、帰り道で上越の**春日山城**に行きました。

伊達政宗は、真田幸村と並んで人気の武将ですが、像は当然強面のおじさん。... 「人気武将って言っても実際はただのオッサンなんだぞ！」って娘をからかったら、「そんなことわかってるんだよ！！」と真剣に怒られちゃいました(反省) 金色堂はどこから見ても金ピカできらびやかでした。(写真撮影禁止のため写真は無いです)

上杉謙信の春日山城跡は気温40度くらいある中で、途中くじけそうになりながら山道を登り、なんとか山頂にたどり着くと遠くに日本海が見え少しだけ一息つくことができました。



↑国宝：陽明門



9月は、犬山城（国宝）と岐阜城に行きました。**岐阜城**は昭和31年に再建されたもので、標高300m以上ある金華山の上にあります。登山道もあるのですが、絶対にお金を払ってロープウェイで行った方が良いでしょう。**犬山城**は木曽川の横にあり、川を挟んで眺める犬山城は格別です。

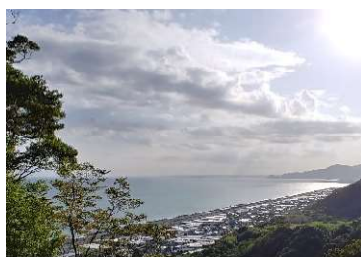
10月は、久能山東照宮（国宝）と山中城と小田原城に行きました。



↑川のほとりの国宝：犬山城
この後ゲリラ豪雨で1.5時間
ほど天守に籠城しました☔



↓夕暮れの岐阜城



↑キラキラの駿河湾

久能山東照宮は日光東照宮ほどの規模感はありませんが、駿河湾がキラキラと光って本当に良く見えるのが、長野県民にとってポイントが高いのではないのでしょうか。私は10分くらい眺めたところで娘に急かされ仕方なくロープウェイ乗り場の列に並びました。久能山東照宮は標高200mくらいあり石段で登ることも可能ですが、私は日本平に車を停めて、ロープウェイで下る方を選びました。

山中城は、石垣が無く自然の地形を活かし土を掘って堀を作ったり土塁を築いて要塞化しているのが特徴です。現在は堀の表面に草が生えているのですが、保存会の方々の努力により草刈りが行われ、とても美しく保たれています。特にお土産屋さんがあるわけでもない山の中にひっそりとある城跡です。



↑障子堀が見どころ



小田原城は、J R小田原駅のすぐそばにあり観光地としては訪れやすい場所にあります。再建は昭和35年頃。同じ公園内に**報徳二宮神社**という二宮尊徳（金次郎）を祀る神社もあります。二宮尊徳（金次郎）は小田原藩出身だったことを再確認でき、娘は学校にある二宮金次郎像の人を祀る神社があることに驚いていました。

←あいにくの雨でも迫力のある小田原城

最後は、やっぱり県内にある**松本城（国宝）**に行かなきゃという話になり、松本城まで行きました。この日は天気も良くお堀に映る松本城がとても綺麗で、周りの人も一生懸命写真を撮っていました。

とりとめもなく書いてしまいましたが、令和6年は、なんとか残りの国宝2城、**姫路城（兵庫県）**と**松江城（島根県）**に行きたいなあと考えております。もちろん車中泊で！



↑国宝：松本城

鯉が波紋を作らないタイミングで
写真を撮るのが結構大変でした



免税事業者から消費税の記載がある請求書が届いた場合

消費税の免税事業者から届いた請求書に消費税の記載があっても、問題はないのでしょうか。また、源泉徴収が必要な場合にはどう計算をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

Q. 消費税の免税事業者である甲氏(日本在住)から請求書が届いたのですが、そこには依頼したグラフィックデザイン制作料30万円の他、消費税10%として3万円の記載がありました。免税事業者なのに消費税の記載があることで、問題になりませんか？また、居住者に対してデザインの報酬を支払うことになりますので、支払時に源泉徴収を行いますが、この場合、いくらに対して源泉徴収を行うことになりますか？

A-1. 免税事業者の請求書に消費税の記載がある場合・・・適格請求書(インボイス)発行事業者以外の者が、インボイスと誤認される恐れのある請求書等を交付することは禁止されています。この場合の『誤認される恐れ』とは、たとえば下記①②の記載がある場合をいいます。

①登録番号(T+13桁の数字)に類似した英数字を記載する。②他人の登録番号を自らの登録番号として記載する。

ご質問の消費税の記載のみをもって、この『誤認される恐れ』があるとは考えにくいと、基本的には問題になりません。なお、禁止された行為に該当した場合には、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)の適用対象となります。

A-2. 源泉徴収のしかた・・・ご質問のような報酬の他、原稿料や講演料など、日本の居住者に対して一定の報酬・料金等の支払を行う際には、所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)を源泉徴収しなければなりません。この場合の源泉徴収税額は、ご質問のグラフィックデザイン制作料であれば、次の支払金額に応じて計算します。

支払金額(A)	源泉徴収税額(※)
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

(※)1円未満の端数切捨て

上記『支払金額(A)』は、原則、消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の額を含めた金額とされていますが、報酬・料金等の額と消費税の額が請求書等において明確に区分されている場合には、消費税の額を含める必要はありません。

この場合の請求書等とは、必ずしもインボイスである必要はないため、インボイス以外の請求書等においても明確に区分されているのであれば、消費税の額を含めずに源泉徴収税額を計算することができます。

つまりご質問の場合、原則は、33万円をAとしますが、消費税の額を含めない30万円をAとしても差し支えありません。

参考:国税庁「お問合せの多いご質問(多く寄せられるご質問(令和5年12月15日更新))」、「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」他



 MyKomon

編集後記

旧年中は大変お世話になりました。またこの度の能登半島地震により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

年始から甚大な災害に見舞われました。今年は辰年ですが、「辰」は神話上の動物であり、その辰である「龍」は誰が見ても大変な力強さを持つておりますので、力溢れ活気づくような年になるといわれています。その力強さや勢いが被災地の早い復興につながってくれればと願っております。

辰年生まれの方は、個性が強く常識にとらわれないほどの発想力、持つて生まれた先見の目、好奇心旺盛な行動力を兼ね備えている人が多いそうです。時代を切り開き、時には誰にも真似できないことをやってしまっただけに溢れており、一つのこと集中すること、とてつもない力を発揮し、大きな夢や目標にむけて突き進むことができます。このように独自の感性で我が道を歩き、時には奇想天外な発想で状況を突破することから「天才肌」と呼ばれる人が多いのも辰年の特徴です。しかしその反面、物事を冷静に見ることができず、本人からすれば結論の見えたと判断して他人の話を素直に聞かずに、本人も高意地を張ってしまうという面や、自己顕示欲が強い分、プライドも高く意地を張ってしまうという面もあるそうです。

皆様、本年も何卒、宜しくお願い申し上げます。(編集担当 萩原)